**グループ経営事項審査の結果に基づく申請を希望される方へ**

　建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則4の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「グループ経審」という。）結果に基づき、競争参加資格審査を申請される場合は以下のとおり申請して下さい。

**１．グループ経審結果に基づく競争参加資格の申請の有資格者**

　　　国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者の代表建設業者。

　　　なお、既に令和7・8年度における競争参加資格の等級決定を受けている建設業者でその後グループ経審を受審した代表建設業者は、再度の競争参加資格審査を申請することができます。

**２．申請手続き**

　　　グループ経審結果に基づく競争参加資格の申請を希望する場合は、国土交通大臣が交付する企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写しと、グループ経審を受ける前の、グループを構成する各企業の経審を添付して下さい。

　　　なお、既に令和7・8年度における競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、グループ経審により再度の申請を希望する場合は、上記のものに加え、別紙第1号の5様式「再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を添付して再申請して下さい。この場合、当該企業集団に属する全ての建設業者に係る従前の競争参加資格の等級決定を取り消すことになりますので、別紙第1号の6様式「等級決定取消申請書」も併せて提出してください。

**３．資格の有効期間**

　　当該参加資格を付与された日から令和9年3月31日までとなります。